

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「何ごとにも心を込めて行動しよう」を努力目標に「夕陽丘中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして以下の点をあげる。

- ①子どもの変化をつぶさに観察し、少しでも気になることについては、お互いに情報を密にし、交換し、子どもたちの状況が気軽に話せる職員集団を構築する。
- ②定期的に教育相談を実施し、子どもの実態把握に努めるとともに、どのようなことでも教員に相談しやすい環境を整える。
- ③学校からの情報を発信し、保護者との連携を図り、子どもの状況を共有する。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本方針>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力アクションプランをもとに）

- ①学習規律を確立し、心を込めて人の話を聞ける生徒の育成に努める。
- ②「わかる授業」をめざし、土曜授業等を活用して、公開授業や研究授業を実施し、互いの授業を参観し合う機会を設ける。
- ③各教科ごとに「授業改善の主題」に則った研究テーマを持って、「発展のある授業の展開—問題解決能力の育成—」を行う。
- ④1人1人の生徒の存在が浮き彫りにできる授業の展開を工夫する。

(2) 自己有用感を高めるために（生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ①学校行事を通じて感動する心を育てる。
- ②学校元気アップ地域本部と連携し、地域の人材を活用することで日本文化体験を実施する。自分たちの住んでいる街に誇りが持てるようにし、自尊感情を高める。
- ③ピアサポート活動を通じて集団づくりに努める。
- ④学級の中に1人1人の子どもたちの居場所をつくる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ①日々の学級活動で互いに思いやることの大切さを育む。
- ②気になる態度や言動については、その場で注意喚起を行う。
- ③生徒に対して情報モラルの学習を行う。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ①生徒理解と共に、生徒観察を怠らず、少しの変化を敏感にとらえ、教職員間の情報を共有する。
- ②いじめに関するアンケートを各学期の半ばで実施するとともに、いじめ相談窓口の周知を行う。
- ③定期的に教育相談を行い、相談しやすい雰囲気づくりを行う。
- ④ネット上のいじめについては、発見しにくいことがあるので、生徒の会話等にも細心の注意を払う。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①被害生徒や保護者の心情を一番に考慮し、慎重にかつ迅速に対応する。
- ②事案が学級、学年、生活指導部、管理職にスムーズに情報が共有できる組織体制を構築する。
- ③警察等の関係諸機関との連携を密にする。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ①いじめ防止委員会を設立する。以下の内容で学期に1回開催する。
- ②校内での研修会を実施する。

「いじめ防止委員会」

<構成メンバー>

管理職・生徒指導主事・生活指導部長・学年主任とし、事案に応じて担任や部活動顧問等も加える。

<役割>

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・事案の内容によっては、緊急会議を開催し、方向性を明らかにする。
- ・校内研修における企画、立案を行い、実施する。

【年間計画】

<調査>

生徒対象いじめアンケート調査 年3回（6月、10月、2月）

教育相談を通じた学級担任による聞き取り調査 年2回（5月、9月）

<研修会>

生活指導研修会（8月）

人権教育研修会（12月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①ホームページ等による啓発活動
- ②学校元気アップ本部事業への情報提供

(3) 取組内容の検証

- ・年度末最終反省会における、成果と課題の報告と次年度への検討事項の確認

7. 重大事案への対処

- ①「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。また必要に応じて関係諸機関と連携を図る。
- ②報道関係等は管理職に窓口を1本化する。
- ③被害生徒や保護者の意向を酌んだ対応に心掛けるとともに校内で知りえた情報については、適切に提供する。